

さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する
告示

さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準（平成29年さいたま市告示第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表2 [略]	別表2 [略]
1 [略]	1 [略]
(1) 介護予防訪問介護サービス費（Ⅰ） <u>1, 1</u> <u>76</u> 単位	(1) 介護予防訪問介護サービス費（Ⅰ） <u>1, 1</u> <u>72</u> 単位
(2) 介護予防訪問介護サービス費（Ⅱ） <u>2, 3</u> <u>49</u> 単位	(2) 介護予防訪問介護サービス費（Ⅱ） <u>2, 3</u> <u>42</u> 単位
(3) 介護予防訪問介護サービス費（Ⅲ） <u>3, 7</u> <u>27</u> 単位	(3) 介護予防訪問介護サービス費（Ⅲ） <u>3, 7</u> <u>15</u> 単位
注1～注7 [略]	注1～注7 [略]
(4) [略]	(4) [略]
(5) [略]	(5) [略]
ア・イ [略]	ア・イ [略]
注1 アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医	注1 アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第71条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医

師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護サービス計画を作成し、当該介護予防訪問介護サービス計画に基づく介護予防訪問介護サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護サービス計画に基づく介護予防訪問介護サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(6) [略]

注 単位数表1訪問介護費上介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（エ及びオについては、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護サービス計画を作成し、当該介護予防訪問介護サービス計画に基づく介護予防訪問介護サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第70条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第104条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護サービス計画に基づく介護予防訪問介護サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(6) [略]

注 単位数表1訪問介護費へ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間（エ及びオについては、単位数表1訪問介護費へ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア～オ [略]

(7) [略]

注1 単位数表1 訪問介護費ト介護職員等特定処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。
ア・イ [略]

注2 [略]

2 [略]

(1)・(2) [略]

(3) [略]

注 単位数表1 訪問介護費ト介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（エ及びオについては、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア～オ [略]

(4) [略]

注1 単位数表1 訪問介護費ト介護職員等特定処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。
ア・イ [略]

ア～オ [略]

(7) [略]

注1 単位数表1 訪問介護費ト介護職員等特定処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。
ア・イ [略]

注2 [略]

2 [略]

(1)・(2) [略]

(3) [略]

注 単位数表1 訪問介護費ト介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間（エ及びオについては、単位数表1 訪問介護費ト介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。
ア～オ [略]

(4) [略]

注1 単位数表1 訪問介護費ト介護職員等特定処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。
ア・イ [略]

注2 [略]

3 [略]

(1) [略]

ア 事業対象者 1, 672単位

イ 要支援1 1, 672単位

ウ 要支援2 3, 428単位

注1 さいたま市介護予防通所介護サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年さいたま市告示第513号。以下「介護予防通所介護サービス基準等要綱」という。）第6条に規定する施設基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所（介護予防通所介護サービス基準等要綱第6条第1項に規定する介護予防通所介護サービス事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防通所介護サービスを行った場合に、利用者の要支援状態区分等（認定省令第2条第1項各号に掲げる区分又は省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、介護予防通所介護サービスの月平均の利用者の数（指定介護予防通所介護サービス事業者が指定通所介護（さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第68号）第90条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）事業の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護サービス事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、介護予防通所介護サービスの利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数）が、省令第140条の63の5第1項の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合（以下「定員超過利用」という。）、又は、看護職員又は介護職員の員数が介護予防通所介護サービス基準等要綱第6条に定める員数を置いていない場合（以下「人員基準欠如」という。）は、介護予防通所介護サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注2 [略]

注2 [略]

3 [略]

(1) [略]

ア 事業対象者 1, 655単位

イ 要支援1 1, 655単位

ウ 要支援2 3, 393単位

注1 さいたま市介護予防通所介護サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年さいたま市告示第513号。以下「介護予防通所介護サービス基準等要綱」という。）第6条に規定する施設基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所（介護予防通所介護サービス基準等要綱第6条第1項に規定する介護予防通所介護サービス事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防通所介護サービスを行った場合に、利用者の要支援状態区分等（認定省令第2条第1項各号に掲げる区分又は省令第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）をいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、介護予防通所介護サービスの月平均の利用者の数（指定介護予防通所介護サービス事業者が指定通所介護（さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年さいたま市条例第68号）第90条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）事業の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護サービス事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、介護予防通所介護サービスの利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数）が、省令第140条の63の5第1項の規定に基づき市長に提出した運営規定に定められている利用定員を超える場合（以下「定員超過利用」という。）、又は、看護職員又は介護職員の員数が介護予防通所介護サービス基準等要綱第6条に定める員数を置いていない場合（以下「人員基準欠如」という。）は、介護予防通所介護サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注2 [略]

注3 単位数表6通所介護費注13に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、若年性認知症利用者（介護保険

注3 [略]

注4 [略]

注5 [略]

(2) [略]

注 [略]

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他指定介護予防通所介護サービス事業所の介護予防通所介護サービス従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護サービス計画（介護予防通所介護サービス基準等要綱第40条において規定する介護予防通所介護サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ・ウ [略]

(3) [略]

注 [略]

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

イ～オ [略]

(4) 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所介護サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。）に対して介護予防通所介護サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注4 [略]

注5 [略]

注6 [略]

(2) [略]

注 [略]

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他介護予防通所介護サービス指定事業所の介護予防通所介護サービス従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護サービス計画（介護予防通所介護サービス基準等要綱第40条において規定する介護予防通所介護サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ・ウ [略]

(3) [略]

注 [略]

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

イ～オ [略]

(5) 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア [略]

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注及び(1)において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ・オ [略]

(6) 口腔機能向上加算

注 単位数表6通所介護費注18に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(7)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

(4) 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(6)において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア [略]

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ・オ [略]

(5) 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(6)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画

(7) [略]

注 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「予防サービス単位数表」という。）5介護予防通所リハビリテーション費ト選択的サービス複数実施加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準の規定を準用し、当該基準に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア・イ [略]

(8) [略]

注 予防サービス単位数表5介護予防通所リハビリテーション費ト事業所評価加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、評価対象期間（予防サービス単位数表5介護予防通所リハビリテーション費ト事業所評価加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期間を準用した期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

(9) [略]

注 [略]

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

（ア） 事業対象者 88単位

（イ） 要支援1 88単位

（ウ） 要支援2 176単位

イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

（ア） 事業対象者 72単位

（イ） 要支援1 72単位

に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 別表2第1号事業費単位数表3(1)注1ただし書きで規定する定員超過利用又は人員基準欠如のいずれにも該当しないこと。

(6) [略]

注 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「予防サービス単位数表」という。）5介護予防通所リハビリテーション費ヘ選択的サービス複数実施加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準の規定を準用し、当該基準に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア・イ [略]

(7) [略]

注 予防サービス単位数表5介護予防通所リハビリテーション費ト事業所評価加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、評価対象期間（予防サービス単位数表5介護予防通所リハビリテーション費ト事業所評価加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期間を準用した期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

(8) [略]

注 [略]

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

（ア） 事業対象者 72単位

（イ） 要支援1 72単位

（ウ） 要支援2 144単位

イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ

（ア） 事業対象者 48単位

（イ） 要支援1 48単位

(ウ) 要支援2 144単位
ウ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)
(ア)～(ウ) [略]

(10) 生活機能向上連携加算

注 単位数表6 通所介護費注10に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、(3)を算定している場合には、アは算定せず、イは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位

イ 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200単位

(11) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 単位数表6 通所介護費注17に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護予防通所介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅰ) 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) 5単位

(12) 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク

(ウ) 要支援2 96単位
ウ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)
(ア)～(ウ) [略]

(9) 生活機能向上連携加算 200単位

注 単位数表6 通所介護費注9に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、(3)を算定している場合には、100単位(1月につき)を所定単位数に加算する。

(10) 栄養スクリーニング加算 5単位(1回につき)

注 単位数表6 通所介護費注15に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護予防通所介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。

及び解決すべき課題を把握することをいう。
以下この注において同じ。)を行った場合は、
1月につき所定単位数を加算する。ただし、
当該利用者が栄養改善加算又は選択的サー
ビス複数実施加算の算定に係る栄養改善サー
ビスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終
了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との
連携により管理栄養士を1名以上配置して
いること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士等が共同して
栄養アセスメントを実施し、当該利用者又
はその家族に対してその結果を説明し、相
談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労
働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、
当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な
実施のために必要な情報を活用しているこ
と。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職
員の員数が単位数表6通所介護注15に規
定する別に厚生労働大臣が定める基準のい
ずれにも該当しない介護予防通所介護サー
ビス事業所であること。

(13) 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合している
ものとして市長に届け出た介護予防通所介護
サービス事業所が、利用者に対し介護予防通
所介護サービスを行った場合は、1月につき
所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値(ADLの評価に
基づき測定した値をいう。)、栄養状態、
口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に
規定する認知症をいう。)の状況その他の
入所者の心身の状況等に係る基本的な情報
を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて介護予防通所介護サービス
計画を見直すなど、介護予防通所介護サー
ビスの提供に当たって、アに規定する情報
その他介護予防通所介護サービスを適切か
つ有効に提供するために必要な情報を活用
していること。

(14) [略]

注 単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善
加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める
基準を準用し、当該基準に適合している介護
職員の賃金の改善等を実施しているものとし
て市長に届け出た介護予防通所介護サービス
事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護
サービスを行った場合は、当該基準に掲げる
区分に従い、令和6年3月31日までの間(エ
及びオについては、令和4年3月31日ま

(11) [略]

注 単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善
加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める
基準を準用し、当該基準に適合している介護
職員の賃金の改善等を実施しているものとし
て市長に届け出た介護予防通所介護サービス
事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護
サービスを行った場合は、当該基準に掲げる
区分に従い、令和3年3月31日までの間(エ
及びオについては、単位数表6通所介護費

での間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から13までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から13までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から13までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

エ・オ [略]

15 [略]

注1 [略]

ア 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1）から13までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1）から13までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

注2 [略]

4 [略]

(1) 交流型通所サービス費 327 単位

注1 さいたま市交流型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年さいたま市告示第514号。以下「交流型通所サービス基準等要綱」という。）第6条に定めるものに適合しているものとして市長に届け出た交流型通所サービス事業所（交流型通所サービス基準等要綱第2条に規定する交流型通所サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防サービス計画等にて交流型通所サービスが必要とされた者に対し、交流型通所サービスを行った場合、所定単位数を算定する。ただし、交流型通所サービスの月平均の利用者の数が省令第140条の63の5第1項の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合、又は介護職員の員数が交流型通所サービス基準等要綱第6条に定める員数を置いていない場合は、交流型通所サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注2～注4 [略]

(2) [略]

ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1）から10までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1）から10までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1）から10までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

エ・オ [略]

12 [略]

注1 [略]

ア 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1）から10までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1）から10までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

注2 [略]

4 [略]

(1) 交流型通所サービス費 324 単位

注1 さいたま市交流型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（さいたま市告示第514号。以下「交流型通所サービス基準等要綱」という。）第6条に定めるものに適合しているものとして市長に届け出た交流型通所サービス事業所（交流型通所サービス基準等要綱第2条に規定する交流型通所サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防サービス計画等にて交流型通所サービスが必要とされた者に対し、交流型通所サービスを行った場合、所定単位数を算定する。ただし、交流型通所サービスの月平均の利用者の数が省令第140条の63の5第1項の規定に基づき市長に提出した運営規定に定められている利用定員を超える場合、又は介護職員の員数が交流型通所サービス基準等要綱第6条に定める員数を置いていない場合は、交流型通所サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注2～注4 [略]

(2) [略]

注 単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た交流型通所サービス事業所が、利用者に対し、交流型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（エ及びオについては、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア～オ [略]

(3) [略]

5 [略]

(1) 運動型通所サービス費 342単位

注1 さいたま市運動型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（平成29年さいたま市告示第515号。以下「運動型通所サービス基準等要綱」という。）第6条に定めるものに適合しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス事業所（運動型通所サービス基準等要綱第2条に規定する運動型通所サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防サービス計画等にて運動型通所サービスが必要とされた者に対し、運動型通所サービスを行った場合、所定単位数を算定する。ただし、運動型通所サービスの月平均の利用者の数が省令第140条の63の5第1項の規定に基づき、市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合、又は看護職員又は介護職員の員数が運動型通所サービス基準等要綱第6条に定める員数を置いている場合は、運動型通所サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注2～注4 [略]

(2) [略]

注 単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス事業所が、利用者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、（エ及びオに

注 単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た交流型通所サービス事業所が、利用者に対し、交流型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間（エ及びオについては、単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア～オ [略]

(3) [略]

5 [略]

(1) 運動型通所サービス費 339単位

注1 さいたま市運動型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱（さいたま市告示第515号。以下「運動型通所サービス基準等要綱」という。）第6条に定めるものに適合しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス事業所（運動型通所サービス基準等要綱第2条に規定する運動型通所サービスを行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、介護予防サービス計画等にて運動型通所サービスが必要とされた者に対し、運動型通所サービスを行った場合、所定単位数を算定する。ただし、運動型通所サービスの月平均の利用者の数が省令第140条の63の5第1項の規定に基づき、市長に提出した運営規定に定められている利用定員を超える場合、又は看護職員又は介護職員の員数が運動型通所サービス基準等要綱第6条に定める員数を置いている場合は、運動型通所サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

注2～注4 [略]

(2) [略]

注 単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た運動型通所サービス事業所が、利用者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、（エ及びオに

については、令和4年3月31日までの間)次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア～オ [略]

(3) [略]

6 [略]

(1) [略]

ア 介護予防ケアマネジメントA費 438単位

注1 介護予防ケアマネジメントA費は、利用者に対して第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行い、かつ、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）に対し、介護予防サービス計画等において位置付けられている第1号事業のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出している地域包括支援センター（法第115条の46に規定する地域包括支援センターをいう。）について、所定単位数を算定する。

注2 [略]

イ [略]

ウ 委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントの事業を行う事業所をいう。）が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

については、単位数表6通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める期日までの間)次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア～オ [略]

(3) [略]

6 [略]

(1) [略]

ア 介護予防ケアマネジメントA費 431単位

注1 介護予防ケアマネジメントA費は、利用者に対して第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行い、かつ、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項）に対し、介護予防サービス計画等において位置付けられている第1号事業のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出している地域包括支援センター（法第115条の46に規定する地域包括支援センターをいう。）について、所定単位数を算定する。

注2 [略]

イ [略]

ウ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サー

	<p><u>ビス等の利用に係る計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。）の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。</u></p>
(2) 介護予防ケアマネジメントC	(2) 介護予防ケアマネジメントC
ア 介護予防ケアマネジメントC費 <u>438</u> 単位 注1・注2 [略]	ア 介護予防ケアマネジメントC費 <u>431</u> 単位 注1・注2 [略]

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年9月30日までの間は、別表2の介護予防訪問介護サービス費の(1)から(3)まで、家事支援型訪問サービスの(1)、介護予防通所介護サービス費の(1)、交流型通所サービスの(1)、運動型通所サービスの(1)、介護予防ケアマネジメントA費のア及び介護予防ケアマネジメントC費のアについて、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。

(経過措置)

- この告示による改正後のさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の規定は、この告示の施行の日以後の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給について適用し、同日前の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給については、なお従前の例による。